

産業厚生建設委員会会議録（令和５年12月14日）

出席委員 竹原委員長 開田副委員長 安達委員 谷崎委員 尾崎委員 原委員
中川委員

欠席委員 なし

説明のため出席した者 水野市長 柿沢副市長 石川健康福祉部長 黒川産業民生
部長 岩城建設部長 小川医療保健課長 大村市民課長
相沢生活環境課長 櫻井商工企画課長 永田水産観光課長
石井農林課長 北島都市計画課長 荒俣建設課長 石坂上
下水道課長 川口市民健康センター所長 梅原福祉課主幹
職務のため出席した事務局職員 落合局長 中田局長補佐

午前10時00分開会

竹原委員長 ただいまから、令和５年12月定例会産業厚生建設委員会に付託された案件を
審査するため、本日の委員会を開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第１、会議録署名委員の指名をいたします。

尾崎照雄委員、原明委員をお願いいたします。

日程第２、付託議案の審査に入ります。

議案第58号から第63号、議案第65号、議案第66号、議案第70号から第75号及び議案第
79号から第81号の17議案を一括して議題といたします。

まずは予算関係の議案についてです。

常任委員会に付託されました予算案の説明については、全体委員会でのみとすること
となっております。よって、議案第58号から第63号及び議案第79号については、当委員
会での説明はしないことといたしますが、当局から追加して説明があればお願いいたし
ます。

（特になし）

竹原委員長 ないようでしたら、これより質疑に入ります。質疑のある委員、追加で説明
を求めたい委員は、挙手の上、発言を願います。

尾崎委員 ３つばかり、一括して質問させていただきます。

まず、住民税非課税世帯の7万円給付のタイミングといたしますか、スケジュール。いつ頃にこの対象世帯に給付されるのかということが一つ。それと、商品券5,000円の配布。これもいつ頃のスケジュールを予定しているのか。

それと、犯罪被害者の。これは、条例か。

竹原委員長 はい、条例です。

尾崎委員 条例だから、後でします。

竹原委員長 予算以外のものは後からです。

尾崎委員 それは今のうちから予約しておきますけど。

竹原委員長 はい。

尾崎委員 あと、ほたるいかミュージアムのライブシアターの床の修繕の予算で50万円出てきておりますけども、その50万円が補正で今どうして、ここに出てきたのかというその経緯とか、その辺について詳しい説明をしていただけますか。

以上です。

竹原委員長 それでは、先に7万円給付の件から。

梅原福祉課主幹 それでは、お答えいたします。

今後のスケジュールですが、本会議で議決をいただくことができれば、直ちに業者と契約を結びまして、今後、システム改修を進めます。据付けテスト、動作検証などを行い、1月中旬に本番据付けがなされまして、そこから確認書の作成を開始いたします。その後、1月下旬頃に確認書を発送しまして、2月中旬頃から振り込みが開始される予定となっております。

以上でございます。

竹原委員長 この件については、よろしいですか。

尾崎委員 はい、分かりました。

竹原委員長 次、商品券の発送の件。

櫻井商工企画課長 それでは、商品券発行スケジュールということでお答えさせていただきます。

今も、ちょっと事前にはなりますけど、商工会議所といろいろ打合せを行っておりまして、議会で採決いただければ、議会終了後、速やかに商工会議所と委託作業等を締結しまして、いろいろ商品券の取扱いに対する店舗のポスターの、チラシとかの周知とか、あと商品券の印刷作業、発行業務とか、そういった作業を商工会議所とともに進める予

定でございます。そして、速やかに印刷ができましたら、配布作業は令和6年1月中に行えるものと考えております。

その商品券の有効期限は、今取り扱っていただいているプレミアム応援券と併せて、令和6年3月17日まで使えるよう考えております。

以上です。

竹原委員長 続いて、ミュージアムの修繕の件。

永田水産観光課長 ほたるいかミュージアムのライブシアターの床修繕についてでございます。

ライブシアターの床につきましては、実は今までも若干剥がれ等は出てきておりまして、その都度、ウェーブ滑川のほうで少しずつ修繕は行っておったんですけれども、経年劣化ですとか建物の地形等によって、今回かなり大きな範囲での床材の剥離が生じたものでございます。

それで、来年の3月のシーズン・インに間に合わせるということで、今回、このタイミングでの補正予算提出になったものでございます。

竹原委員長 よろしいですか。

尾崎委員 はい、分かりました。

竹原委員長 ほかに質疑のある方、ございませんか。

開田副委員長 58－18ページの手話のまちづくり事業費9万3,000円って上がっておるがですけど、これは何か、どういうふうな形で9万3,000円なのか、そこをお伺いします。

石川健康福祉部長 これは会計年度任用職員の人件費の改正に伴うもので、事業としてというものではございません。

開田副委員長 分かりました。

竹原委員長 そのほか、ございますか。

原委員 58－23で農業用水路安全対策マップ作製というふうに予算があるんですが、これは市内全域を網羅ということですか。

荒俣建設課長 それでは、お答えさせていただきます。

一応今年度は東福寺野地内においてワークショップを開催する予定としておりまして、それに係る資料の作成費やワークショップの開催費用や事務用品等で今回10万円上げさせていただいております。

竹原委員長 よろしいですか。

原委員 ワークショップのためだけの、このマップの作製費ということなん же。

荒俣建設課長 はい、おっしゃるとおりでございます。

マップを作製して、地元で危険箇所をマップに落としまして、そういった安全マップを作製する費用でございます。

原委員 例えば、今後市として、この滑川市内を網羅して、そういった安全マップを作るという考えというのはどうなんでしょうか。

荒俣建設課長 市全体としては今のところないんですが、毎年、県からの100パーセントの補助なんですけど、10万円ということで、改良区ごとで回しながら進めているところでございます。

原委員 そしたら、参考にするとなれば、改良区ごとで作製された地図しかないということやね。

荒俣建設課長 はい、そのとおりでございます。

原委員 分かりました。

竹原委員長 1つ、荒俣建設課長、今の関連で、今どき「紙ぺら、紙ぺら」と言うてますが、これからデジタルにせんなんと思ひますが、そういった考えというのはあるんですかね。それこそマップで、書いた物であれば、なくせば終わりということにもなりますので、今後の取組方をちょっと、どうしていきたいのか、また聞かせていただければ。

荒俣建設課長 マップ作製に関しましては、デジタルということで、ソフト、エクセルだとかCADだとか、そういうものに落とし込みまして、今後PDF化して素早く見られるような形で進めていきたいと考えております。

竹原委員長 委員の方。

安達委員 58-18、バス運行費のところでの修繕費、ちょっと説明があつたかと思うがですけど、詳しく内容。この280万円ってかなり大きいので、何か大きな修繕等々があつたのか。委託料に関しては、燃料高騰等の増加だと思うがですけど、今日もバスが新しくなるということで、これだけの修繕費をかけたって、何にどれだけかかったか。

相沢生活環境課長 まず、修繕費につきましては、当初の予算で380万円見ております。これは車検に係るもの込みでございまして、実際、この修繕に係るものにつきましては200万円、当初で上げております。

上期におきまして、主に大きな修繕といたしましては、まず緑色のバスにつきまして、

D P F マフラーの交換、これが33万円余り。あと、ブレーキパッドとディスクローターの交換ということで25万円余り。あと、もう一つは、青色のバスでミッションの交換ということで64万6,000円余りということで、この3件で、まず110万円程度ということになっております。

そのほか、それこそ数万円単位の小規模な修繕の実績がございまして、車検代のほう、残額、これが食い込んでいる状態ですので、今回、補正予算として上げさせていただいたところでございます。

安達委員 ミッションの交換と言われた、今、青バス。64万円。まだ、そうたっておらんがに、ミッション、いかれるもんですか。

相沢生活環境課長 青バスにつきましては、今、導入から3年9か月たっております。走行距離で28万キロ余りとなっております。

ほかのバス、平均すると大体四、五年でこういう同様の修繕のほうをしてきておりまして、それに比べれば少し早いかなというところは実感して思っておりますが、一応業者さんといえますか、納入会社さん等に見ていただいた結果、交換が必要であるということで、こういった金額を掲げたものでございます。

安達委員 3年で壊れる、四、五年で壊れるというのは、いつかは壊れるのは分かるけど、あまりにもその金額も大きいし、そういうがしておりゃ……。また、メーカー等々にもよると思うがだけど、今後、修繕等々があっても、何か考えていかないと。もう保証とかはないがだろう、3年もたっておれば。僕はちょっと大きいなという思いがあったので質問しました。

以上です。

竹原委員長 中川委員、いいですか。

中川委員 58－22ページですが、農業振興についてであります。

項目的には、豊かな農村づくり推進費で51万9,000円が計上されていますが、農業者に対する電気料の補助というか、支援ですが、になっておりますが、県外の方に補助されるのか。どの程度、どんな範囲で補助されるのか聞かせていただきたい。

石井農林課長 こちらは、まず県の補正分の補助ということで、そちらは、大規模生産者に対する乾燥調製施設の電気料等分につきましては、面積がおおむね16ヘクタール、中山間地では12.8ヘクタール以上ということで、そういった大規模生産者に対しては19件、今見ております。

それで、それ以下の中小規模の面積の方で、かつ、乾燥調製施設を持っておられる方ということになりますと、現時点ではまだ把握はしきれていないところなんです、この後、JAの普及指導員ですとか営農指導員ですとか等に確認するとかしながら、今後把握していきたいと考えております。

中川委員 私もよく聞いても分からんですが、要は、農業をされておる方、ほとんどが電気を使うわけですから、その方たちに満遍なくわたっているのかどうかということを知りたいんですが。

石井農林課長 今回は乾燥調製施設の電気料金ということになりますが、中小規模の方にも、しっかり調査して、満遍なくわたるようにしていきたいと考えております。

中川委員 農業をやられておる方はたくさんおられますから、ただ残念ながら最近、自分で農業をやる方がやめていっておられるということが現実でありますから、その辺をしっかりと見ておられて、やはり農業をやって楽しいというか、生きがいがあるというようなところまで持っていっていただきたいなというふうに思っています。

それと、ちょっと関連して質問していいですか。

竹原委員長 はい。

中川委員 多面的機能支払交付金制度があるというふうに聞いたんですが、これは農地の維持支払交付金とか、あるいは資源の向上支払交付金、そういった中で、要は、農地ののり面の草刈り、あるいは水路の泥上げ等が行われるそのときに交付金として支払われているということを知りました。

これは、一部の地域しか支払いができていないということを知っているが、なぜそのような差別化をされるのか、ぜひとも聞きたいと思うが。

石井農林課長 これまで多面的機能交付金の国の事業につきましては、現在2期ということで、令和5年度で2期目が終了するということになっております。この間、当初から各集落組織等に周知を図ってきたところでして、現在は42活動組織のほうに交付助成をさせていただいております。機会があるごとに、こちらからもまだ実施されていない組織等にはお声がけをさせていただいたりしております。

それで、今回、2期がちょうど今年度で終わるというようなタイミングもございますので、また説明会等で新たな加入等を呼びかけてまいりたいと考えております。

中川委員 そうすると、それぞれの地域の農家の皆さんが応募しないと支払いがされないということになるように聞こえたんですが。

そういうようなことも、やはりしっかりとそういう制度の在り方を農家の皆さんに分かるように説明しないと、何のために一生懸命農家を引き継いでおられるのか。

そういうことを考えると、本当にこれからの時代、特に若い人たちは、まるで田んぼに出ていませんから、そういった制度をしっかりとPRしていけば、皆さんも頑張っ

てやられるんじゃないかなという思いがして、今回質問させていただいたんですが。いろいろな制度も幾つもあるようですから、その辺もしっかりと農家の皆さんに説明して、該当があるものがあれば、やはり皆さんで応募して交付を受けるということにぜひともしていただきたいなというふうに思いますし、この現在交付を受けているところの皆さんの支払いをされていると思うんですが、それらはしっかりと把握されておるかどうか。私はその辺も心配しておるんですが、どうでしょう。しっかりと把握されておるかどうか。

石井農林課長 今年度におきましても、予算の申請ですとか、昨年度の実績、提出された際にこちらでも確認して、おかしいところがあればお話しさせていただいたりはしております。

それで、現在2期が終わるタイミングで、3期に向けてということで、全体の説明会も近いうちに予定しておりますので、改めて多面的機能の趣旨や正しい使い方、管理の仕方等をご説明しながら、ご理解をいただくよう努めていきたいと思います。

中川委員 ぜひともしっかりと運用をしていただきたいと思いますし、何か最後には会計検査院の審査もあるというふうに聞いていますから、しっかりと運用していただきたいと思います。

終わります。

竹原委員長 じゃ、答弁はよろしいですね。

中川委員 はい。

原委員 追加として出された議案の79-10ページ、農業振興費の。これはまた農業者の支援ということで、予算が719万1,000円。この内訳というのは、どういうふうなものなんですか。

石井農林課長 まず、事業内容ですけれども、こちらは、今県が11月補正予算に上程中の、実施予定の事業と同額の交付単価を上乗せして実施する予定としております。

それで、事業内容としましては、物価高騰や猛暑などの影響を受けている農業者の負担軽減支援として、令和6年産の主食用米と大豆の作付に向けて、土づくり資材の使用

など、土づくり対策等の品質向上の取組を行う農業者の資材費等を支援するため補助金を交付するものでございます。

事業要件としましては、令和5年産におきまして、主食用米、大豆を生産し、販売実績のある農業者等であることとなっており、また令和6年産に向けた品質向上計画というものを策定していただくという要件になっております。

交付対象面積につきましては、令和5年産の主食用米、大豆の作付面積、こちらは確認野帳が一応ベースになりますけども、交付単価が10アール当たり500円でございます。

交付予定の金額としましては、概算ですが、水稻のほうで12万アールを見ておりまして、大豆のほうでは2万1,000アールを見ておりまして、それぞれの単価を掛けて交付していきたいと考えております。

原委員 先ほどの中川委員さんの質問とちょっと重なるんですけど、58-22に出ておるこの農業者に対する電気料の支援、19農家ですね、経営体。これとはどういうふうになるんですか。これとも、みんな含めての金額であるんですか。この19経営体にも、これが出るということけ。

石井農林課長 こちらの電気料はまた別事業になりますが、今ほどの水稻、大豆の作付に対する補助についても、また別途該当しますので、それは交付対象になります。

竹原委員長 よろしいですか。

原委員 はい、分かりました。

谷崎委員 58-24の観光船のプロペラシャフトのカバーの取付けってあるんですけども、これはメンテナンスありきのカバーなのか、もうはめ殺しなのか。あと、なぜこんなに高いのかというのがちょっと腑に落ちないので、教えていただいてよろしいですか。

永田水産観光課長 今回のプロペラシャフトの安全カバーにつきましては、運輸局からの指摘があって、それに対応するものです。

現状、エンジンのプロペラシャフトがむき出しになっておりまして、当然エンジンでするので、稼働中には高速で回転すると。接触すると非常に危ないので、そこにカバーをつけるようにというような指摘があって対応するものなんですけれども、あまり簡単に取り外しできる物ですと、それはそれでまたちょっと安全性がどうかということなので、簡単には取り外しができないようなカバーをつくることを予定しております。

エンジンの形状に合わせてオーダーメイドで作製する必要があるため、ある程度ちょっと金額のほうも、これぐらいの金額になっているということでございます。

谷崎委員 回転部分をカバーできればいいですよ、単純に。だから、船、キラリンといったら、もう船底はFRPでつくられていると思うので、本当にはめ殺しでつけるのであれば、もっと安価でつけられるのかなって、僕は勝手に個人的に思っているだけで、やっぱりそういう安全面を考えたら、こんな金額になるんですかね。

永田水産観光課長 船が、ある意味ちょっと特殊な物といいますか、普通の車などとはまたちょっと別な物というふうな考え方ですので、どうしても特注という形になってきますので、なかなか型にぽんとはめられるような物にはならないかなというふうに思っております。

谷崎委員 ありがとうございます。

竹原委員長 ほか、ないですか。

(質疑する者なし)

竹原委員長 ないようでしたら、引き続き予算以外の議案についての説明に入ります。

議案第65号 滑川市犯罪被害者等支援条例の制定についてから、順次、説明をお願いいたします。

なお、説明に当たっては、要点を簡潔にかつ明瞭にされるようお願いいたします。

相沢生活環境課長 それでは、議案集の65－1ページをお願いいたします。議案第65号 滑川市犯罪被害者等支援条例の制定についてでございます。

資料集でご説明いたします。資料集2ページをお開き、お願いいたします。

議案第65号 滑川市犯罪被害者等支援条例の制定についての件でございます。

制定の理由といたしましては、市の犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることによりまして、市の支援のための施策を総合的に推進するとともに、被害者等の権利利益の保護及び被害者等を支える地域社会の形成を図りまして、市民が安心して暮らすことができる社会の実現を目指すために制定するものでございます。

本会議におきまして、市長提案理由、また部長の補足説明等にもございましたが、犯罪被害者等の支援の充実に向けましては、法律や県外自治体では市町村レベルでも整備が見られるところでございます。また、本県におきましても、富山県のほうでは条例が制定されておりまして、富山県、また富山県警察本部からも、市町村レベルに対しまして条例の制定の求めがあるところでございます。

本市におきましては、昨年の12月定例会におきまして、条例制定を求める陳情が可決されているところでございます。その際、本委員会におきまして、審議におきまして、

当局の意見といたしまして、その際、条例制定の必要性について検討するとお答えをしたところでございます。

それを踏まえまして、被害者支援団体からの意見の聞き取りや県内の市町村の条例整備の動向などによりまして、検討の結果、先ほど申しましたとおり、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るということ。また、そういった支援に取り組んでいる市の姿勢を広く市民にお示しするという。また、市民等に広く犯罪被害者の存在や支援の重要性について喚起すること。こういったようなことのためには、条例としての整備が適当と判断したことから、今回、議案を提出させていただいているところでございます。

主な条例の内容につきましては、まず条例の目的及び定義について規定してございます。

続きまして、本市におきます犯罪被害者等の支援につきまして、基本理念として4つの点を規定してございます。

また、犯罪被害者等の支援に係る市の責務、また市民等や事業者の役割について規定しております。

また、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本的な方向性として、主なものといたしまして、第9条の経済的負担の軽減、第10条の日常生活の支援、11条の安全の確保、14条に市民等の理解の増進、16条の個人情報の適切な管理などにつきまして、基本的な方向性について規定しているところでございます。

なお、条例中の規定におきましては、こういった経済的負担の軽減等に必要な施策を今後講ずるといような規定にしておきまして、個別具体的な支援の内容につきましては、既存の事業を活用したり、また新たにそういった支援が必要だと判断されるものにつきましては、随時、要綱等に基づきまして、事業化をしていくことを考えてございます。

なお、施行期日につきましては、公布の日としております。

以上でございます。

竹原委員長 相沢課長、これ、以前素案をつくられて、委員の皆さんにお配りしたと思います。そのときからの、前任者の委員会の議論の中で、素案についての意見、それから加筆修正を加えたとか、何かそういったプラスアルファしたことって、今上程された条例で変更点とかはあったものなのか、お伺いしたいと思います。

相沢生活環境課長 さきに委員会素案でお示ししたものからの変更点はございません。

途中、パブリックコメント等を開催しまして、ご意見等をいただいたところですが、素案の規定の内容等につきまして、変更が生じるようなものはございませんでした。

以上でございます。

竹原委員長 ありがとうございます。

大村市民課長 それでは、議案集66－1 ページをご覧ください。議案第66号 滑川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

資料集にてご説明いたしますので、資料集の3 ページをご覧ください。

まず、制定の理由につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行によりまして、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律が一部改正されまして、それに伴いまして、利用者証明用電子証明書がスマートフォンでも記録することができるようになったことから、それに合わせまして、所要の改正を行うものでございます。

主な制定内容につきましては、コンビニ交付に係ります印鑑登録証明書の交付申請に際し、スマートフォンによる交付を可能とする規定を追加するものであります。また、今回の改正につきまして、条例内の文言の整理も同時に行っているものでございます。

施行期日につきましては、交付の日であります。

私からは以上でございます。

永田水産観光課長 それでは、議案集70－1 ページをお願いいたします。

議案第70号 滑川市海洋深層水分水施設条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

資料集でご説明申し上げます。資料集の23ページをお願いいたします。

改正の理由につきましては、海洋深層水分水施設の敷地内にございます天日塩製造施設につきましては、現在、市の職員が直接塩の製造等の業務を行っている状況でございます。この施設につきまして、令和6年度以降、民間へ貸し付けて、民間による塩の生産販売業務を行うために、当該条例における同施設に関する所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、天日塩製造施設の設置並びに塩の生産及び売払いに関する規定、天日塩製造施設の設置の際、経過措置として、当分の間、市が直接製塩施設にて塩を生産し、売り払うこととした規定を削除するものでございます。

改正する条例につきましては、滑川市海洋深層水分水施設条例及び滑川市海洋深層水

分水施設条例の一部を改正する条例でございます。

施行期日につきましては、令和5年12月19日。なお、経過措置として、既に生産されました塩の売払いに関する規定を設けることとしてございます。

なお10ページ以降の新旧対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

以上です。

北島都市計画課長 議案第71号 滑川市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について、お願いいたします。

それでは、議案集71ページをお願いいたします。

議案第71号 滑川市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

資料集で説明いたしますので、議案資料集27ページをお願いいたします。

条例の改正理由であります。空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行によりまして、空家等対策の推進に関する特別措置法が一部改正されましたことにより、当該条例において引用しております部分について所要の改正を行うものでございます。

2、改正内容といたしましては、法の改正に伴う引用法の条の繰下げを行うもので、条例第7条におきまして、改正前は「第14条第1項から第3項まで」と記載されていたのを、改正後は「第22条第1項から第3項まで」とするものでございます。

施行期日は公布の日になります。

なお、新旧対照表については、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

永田水産観光課長 それでは、議案集72-1ページをお願いいたします。

議案第72号 滑川市ほたるいか観光施設の指定管理者の指定についてでございます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定するものでございます。

管理を行わせる施設の名称及び所在地につきましては、滑川市ほたるいか観光施設、滑川市中川原410番地であります。指定管理者は株式会社ウェーブ滑川。指定の期間は令和6年4月1日から令和5年3月31日までの3年間でございます。

引き続き、議案書73-1ページでございます。

議案第73号 滑川市海洋深層水分水施設の指定管理者の指定についてでございます。

同じく地方自治法の規定により、海洋深層水分水施設アクアポケットの指定管理者を指定するものでございます。

管理を行わせる施設の名称及び所在地につきましては、滑川市海洋深層水分水施設で、滑川市坪川新31番地でございます。指定管理者は株式会社ウェーブ滑川で、指定の期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間でございます。

以上です。

北島都市計画課長 議案集の74－1ページをお願いいたします。

議案第74号 滑川市東福寺野自然公園の指定管理者の指定についてであります。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定するものでございます。

指定管理を行わせる施設の名称につきましては、滑川市東福寺野自然公園で、所在地は滑川市東福寺野字下平であります。指定管理者は一般財団法人滑川市文化・スポーツ振興財団であります。指定の期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間でございます。

続きまして、次のページ、議案集の75－1ページをお願いいたします。

議案第75号 滑川市営住宅等の指定管理者の指定についてであります。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定するものであります。

指定管理を行わせる施設の名称につきましては、市営住宅 滑川市荒俣352番地 荒俣住宅ほか2か所、特定公共賃貸住宅 滑川市荒俣352番地 シーサイドタウン有磯、定住促進住宅 滑川市上小泉2049番地2 サンコープラス上小泉ほか2か所でございます。

指定管理者は、富山市中野新町1丁目2番10号、株式会社ホクタテでございます。指定管理の期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3か年でございます。

以上でございます。

大村市民課長 それでは、議案集80－1ページをお願いいたします。

議案第80号 滑川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

資料集にてご説明いたします。追加提案の資料集の1ページをお願いいたします。

1、制定の理由といたしましては、戸籍法の一部を改正する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行が令和6年3月1日とされたことから、所要の改正を行うものでござ

います。

主な改正内容といたしましては、別表第1関係で、戸籍法の規定に基づくものの事務及び手数料に規定しておりますが、本籍地以外での戸籍謄本等の交付事務の追加、戸籍・除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務及び金額の新設、電子化されました届書等の情報内容の証明書の交付事務及びその内容を表示したものを閲覧に供する事務の追加でございます。

施行期日は令和6年3月1日でございます。

なお、新旧対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

小川医療保健課長 追加議案集の81－1ページをお願いします。

滑川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

資料集の10ページのほう、お願いいたします。

制定理由といたしましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和6年1月1日から施行されることに伴い、地方税法及び地方税法施行令の一部が改正されることから、産前産後期間における国民健康保険税の所得割額及び均等割額の減額について、所要の改正を行うものでございます。

主な制定内容につきましては、産前産後期間における国民健康保険税の所得割額及び均等割額の減額でございまして、対象者は、出産する予定の被保険者または出産した被保険者、出産被保険者と言いますが。

内容につきましては、出産被保険者に係る国民健康保険税、所得割額及び均等割額を出産予定月の1か月前から出産予定月の翌々月までの4か月分、多胎妊娠の場合は、出産予定月の3か月前から出産予定月の翌々月までの6か月分を減額するものでございます。

施行期日は令和6年1月1日。ただし、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税に適用するものでございます。

新旧対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

以上です。

竹原委員長 それでは、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手の上、発言願います。

尾崎委員 犯罪被害者等支援条例の件ですが、18日の最終日に可決した場合、市民あるいは事業者へのこの条例の周知といたしますか、それはどのように伝えていくのか教えてください。

相沢生活環境課長 条例の周知の件でございますが、まず今議会で、補正予算のほうで提出させていただいております、チラシの作成費を上げさせていただいております。

まず、市民向けにつきましては、チラシのほう、こちらの全戸配布を予定しておりますが、そちらのほうでまた周知を図りたいと思います。

また、当然、市のホームページ、広報、SNSといった、そういった媒体を使つての周知のほか、1月を予定しておりますが、市民向けの犯罪被害者支援に関する講演会のほうの開催を今予定しております。

これにつきましては、現在内容等を調整中でございますが、実際支援しておられる方や実際犯罪被害に遭われた方のご遺族、そういったような方々の生の声を市民の皆さん、もしくは事業者の皆さん、そういったような方々にお聞きいただくことで、こういった犯罪被害者支援についての重要性のほうを、また理解を深めていただければと考えてございます。

以上でございます。

尾崎委員 事業者への周知徹底のほうはどうされますか。

相沢生活環境課長 これにつきましても、商工会議所等、そういったようなところで、これは、例えばこういったような形で効果的な周知方法があるかということを、今後また相談させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

尾崎委員 この内容を見ていると、事業者の協力というか、理解がないとなかなか進まないということがあります。県内でも、いわゆる初の条例制定ということでありますので、滑川市は先進的な市として県からも注目されると思います。読めば読むほど被害者を雇用している事業者の理解がないとなかなか難しいような気がしますので、ここにうたってはあっても、事業者への周知徹底というのがやっぱり大きなポイントになるのではないかなというふうに思いますので、そこら辺のこともしっかりと取り組んでいただければと思います。

相沢生活環境課長 今ほどの尾崎委員のご提案のほう、今、対応してまいりたいと思っております。

竹原委員長 よろしいですか。

尾崎委員 はい。

竹原委員長 そのほか、ございますか。

水野市長 今ほどの犯罪被害者支援条例の件ですけど、これに関しては、今尾崎委員の言われたとおり、事業者の役割というのを大いに盛り込んであります。その辺り、これをつくただけでは何の意味もないので、これにいかに関心を吹き込むか。そのためにも、今言われたことを参考にしながら、県内初の条例制定なので、それも含めて、先進地としてどういった取組をしていくのか、その辺はしっかり示していきたいと思います。

これに関しては、県と県警本部、ワンチームの連携推進本部会議でも、県警本部長自らが、そういう、市町村に対してこの制定を提案されたところでありまして、滑川市の場合は、昨年の12月に条例制定の陳情が出て、議会のほうで採択をしていただいて、それから検討して、この1年で持っていく形にしたということで、この後も、またこれが本当に先進事例となるような形で魂を吹き込んでいきたい。そういうふうに考えております。

以上です。

竹原委員長 皆さん、よろしいですか。

(質疑する者なし)

竹原委員長 それでは、質疑を終結いたします。

続いて、付託案件に対する討論に入ります。

討論をご希望される委員の方は、お申出願います。

(討論する者なし)

竹原委員長 ございませんね。

申出がないので、討論を終結いたします。

それでは、これより、挙手により採決を行います。

議案第58号から第63号、議案第65号、議案第66号、議案第70号から第75号及び議案第79号から第81号の17議案を一括して採決を行います。

議案第58号 令和5年度滑川市一般会計補正予算（第5号）

第1表 歳入 所管部分

歳出 第2款 総務費（但し、市民課、生活環境課所管分）

第3款 民生費（但し、子ども課所管分を除く）

第4款 衛生費

第6款 農林水産業費

第7款 商工費（但し、観光課所管分）

第8款 土木費

第12款 諸支出金

第14款 災害復旧費

第2表 債務負担行為補正 所管部分

第3表 地方債補正

議案第59号 令和5年度滑川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第60号 令和5年度滑川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第61号 令和5年度滑川市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第62号 令和5年度滑川市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第63号 令和5年度滑川市下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第65号 滑川市犯罪被害者等支援条例の制定について

議案第66号 滑川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第70号 滑川市海洋深層水分水施設条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第71号 滑川市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第72号 滑川市はたるいか観光施設の指定管理者の指定について

議案第73号 滑川市海洋深層水分水施設の指定管理者の指定について

議案第74号 滑川市東福寺野自然公園の指定管理者の指定について

議案第75号 滑川市営住宅等の指定管理者の指定について

議案第79号 令和5年度滑川市一般会計補正予算（第6号）

第1表 歳入 所管部分

歳出 第2款 総務費

第3款 民生費（但し、子ども課所管分を除く）

第6款 農林水産業費

議案第80号 滑川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第81号 滑川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

以上の案件について賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

竹原委員長 賛成全員。よって、付託案件、議案第58号から第63号、議案第65号、議案第66号、議案第70号から第75号及び議案第79号から第81号の17議案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

午前10時54分議決

竹原委員長 以上で付託案件の審査は終わらせていただきます。

続いて、日程第3、その他事項で当局のほうから何かありましたら、お願いいたします。

小川医療保険課長 その他事項ということで、資料のほう、お願いいたします。

国民健康保険特定健診受診勧奨対象者の情報の流出についてということでございます。

本市が滑川市国民健康保険特定健康診査未受診者の受診勧奨業務を委託しております株式会社N T TマーケティングアクトProCXのコールセンターシステム提供会社であるN T Tビジネスソリューションズ株式会社において、当該システムの運用保守業務従事者がシステムに保存されていた個人情報をも不正に持ち出し、第三者に流出させた疑いがあることが発覚したので、報告するものでございます。

この案件につきましては、本年の10月17日に、同じくN T Tビジネスソリューションズ株式会社において、900万件、59顧客の不正流出ということで記者発表があったわけですが、その際には、本市は含まれておりませんでした。

その後、その当時特定に至っていなかった不明分のファイルを詳細に調査・分析したところ、本市を含む数件の顧客からの委託業務分についても流出した可能性があるということで、昨日13日水曜日に医療保健課に謝罪と報告があったものでございます。

本市からの委託状況としましては、先ほど言いました受診勧奨業務で、平成26年、27年、28年の3か年が確認されておるところでございます。

流出した可能性がある件数としましては約2,000件。

情報の内容につきましては、電話番号、郵便番号、住所、氏名、漢字、仮名ですね。性別、生年月日、あと年齢でございます。

今後の対応といたしまして、まずはデータをいただいて、流出した可能性のあるデータの確認を本市によって行いまして、その後、文書による謝罪及び説明、あと、N T T

社によります問合せ窓口を設置し、不安や不明点等への対応を予定しているところがございます。

以上です。

相沢生活環境課長 私のほうから、この後、入魂式のほうの開催を予定してございますが、市のコミュニティバスの車両更新についてご説明をさせていただきます。資料のほうをご覧くださいと思います。

このたび新車両のほうを更新ということでご説明させていただきますが、新車両の仕様といたしましては、今回、トヨタ自動車のハイエースコンピューター1台を更新するものでございます。主に中山間地域のほうの運用を想定しておりまして、四輪駆動のものとなっております。乗車定員は14名、14席でございます。こちらは運転席と助手席を含めたものでございます。運行開始日につきましては、明日15日金曜日の予定と記載してございましたが、ちょっと車両運用の関係上、本日から実は一部既に運行をさせていただいております。ルートにつきましては、大日ルートの全便、また市街地循環、北部循環、寺町ルートの一部の便につきましの運用を想定しております。総事業費につきましては、919万8,660円となっております。

なお、参考までに、入替えするバスのほうの状況を裏面に記載してございます。

なお、後ほどまたご覧いただければと思いますが、新車両のラッピングデザインにつきましては、滑川高校の美術部並びに写真部の生徒の皆さんに、今回デザイン案の作成をお願いさせていただきました。委員会終了後、この後の入魂式では、今回入替えをする車両と併せまして、ラッピングをし直した既存車両につきましても、並べてお披露目をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

櫻井商工企画課長 商工企画課からは、宿泊施設の誘致に向けた助成制度の創設について報告させていただきます。資料はございません。

制度の検討につきましては、先月行われた商工会議所からの要望書にも、宿泊施設等の誘致促進についてということで、誘致が促進されるよう、立地に対する行政側の協力体制の充実と助成制度の創設について商工会議所から要望があったこともありまして、市としましても、制度の創設を検討したいと考えております。

市内には現在もビジネスホテルや旅館等がございますが、ビジネスや観光等で本市を訪れるお客様のさらなる確保が、まちの魅力アップ、にぎわい創出、観光振興、交流人

口の拡大などを図り、滞在時間の増加により地域や経済の活性化にもつながるのではないかと考えておりました。新たな宿泊施設があれば、そういった目的を達成できるのではないかと考えて、新たに宿泊施設を立地するような事業者に対しての助成制度の創設を検討したいと考えております。

県内の自治体の状況を調べたところ、数は少ないものの、一部の自治体においてそういった制度がございまして、そういった制度を参考にしながら、今後、補助の要綱等をつくりたいと考えております。

以上です。

竹原委員長 そのほか、当局からございますか。

(特になし)

竹原委員長 ございませんね。

それでは、質疑に入りますが、まず私から。

コミュニティバスの車両更新についてのところで、総事業費919万八千何がしとなっております。これはリースで、4年間で、いわゆる乗り捨てなのか、5年後また再リースの予定というのは考えられているのか聞かせてほしいのと、あと、滑川高校の生徒の皆さんにラッピングのほうをつくっていただいたと。これに対する謝礼ですね。しっかりと謝礼を行うかどうか、これを聞かせていただきたいと思います。

相沢生活環境課長 まず、1点目の件でございます。

今回5年間、60回のリースとしておりまして、一応乗り捨てということで想定しております。そのような形でのリース契約を結ばせていただいております。

また、2点目につきましては、美術部、写真部の皆さんということで、実際活動で使われるようなものということで何かお渡しできないかということで、顧問の先生とも相談をさせていただいております。

以上でございます。

竹原委員長 ありがとうございます。

宿泊施設の誘致に向けた助成制度については今から取り組むということなんですが、いつまでを目途に創設予定なのか聞かせてください。

櫻井商工企画課長 今から取り組むこととしまして、年度内、令和6年3月までには制度、要綱等を作成したいと考えております。

竹原委員長 はい。

それでは、ほかの委員の皆さん、質疑がございましたら、挙手の上、発言願います。
ございませんか。

(質疑する者なし)

竹原委員長 それでは、質疑のほうを終わらせていただきますが、委員から何かございますか、その他ということで。

ございませんね。

(特になし)

竹原委員長 それでは、以上で産業厚生建設委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

午前11時03分閉会